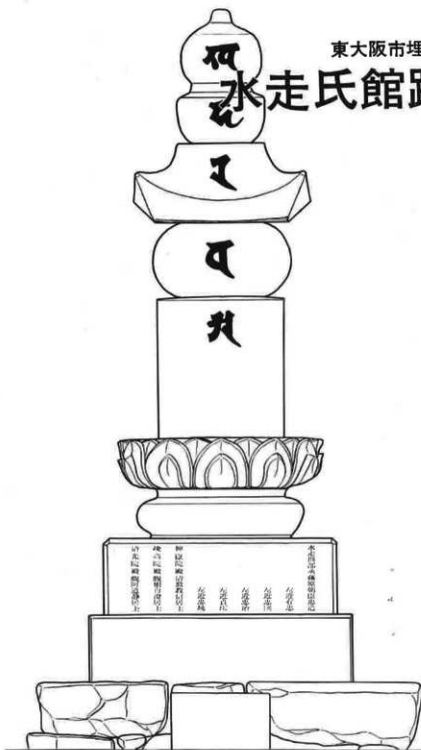


東大阪市埋蔵文化財調査概報12

水走氏館跡の調査



1973

東大阪市教育委員会

1 水走氏と館跡

水走氏は、河内国一の宮として吉兼尊等を集めた式内社牧岡神社の祠官を兼任し、中世には皇室領大江御所の長者として、また今日の東大阪・大東・八尾の各市区に及ぶ諸領・諸郷を領有・支配した典型的な中世豪族として知られている。

この水走氏の系譜・地位・諸領諸郷の所有形態等については、現在東大阪豊島区に在りて居る水走邦彦氏の所有されている『水走文書』によって知られる。この内、もっとも古い享永3年(1184)2月の「康忠忠解状案」によると、康忠の父孝忠は、河内国河内郡有栖名(現在の東大阪市水走)に100町に及ぶ土地を開墾し、源義経に本領の安守を薦げて關東の御家人になったことが知られる。また、室町時代に書された十通の文書には、建長・正応・文中・正平・永徳・至徳の各年間、すなわち鎌倉時代から南北朝時代を経て室町時代に至る水走家の財産課税が書き留められ、水走氏の所有した諸領・諸郷とその推移がわかり、これらの史料によって水走氏が畿内先進地帯における典型的な中世土豪として活躍したことが判明している。

ところで、この水走氏の館跡は、『水走文書』のうち、建長4年(1252)6月の「浪渡朝男藤原忠時源義兼所職代領事」を見ると、当時水走氏の屋敷が河内郡五条にあり、寝殿・廊・惣門・中門・土屋・脱履・倉等を配置していたことが知られる。しかし、屋敷地内の建物配置や面積などについては知られず、現在五条町に在りて居る野口康正氏所蔵の村拾遺には「水走屋敷」と記された一面が記されており、また明治9年、五条村副戸長野口与太郎が提出した絵図には「牧岡神社官水走忠寺土地、四百五十五番手山田、畑武反畝六歩(636坪)」ともある。さらに、現在の東大阪市五条町1322番地には文化8年(1812)水走飛騨守忠貞によって建てられた水走家墓塔が残っており『水走文書』にのせる五条屋敷の位置ならびに以後代々わたる屋敷跡は周辺地域を含めた区域に広がっていることが考えられる。

水走氏館跡は、河内平野いかにえれば、水走氏の本所領を見わたすとの出来る層状地上部に位置している。また西側には、当時の官道である東高野街道が通っており、北側には阿氏が代代祠官を務めた式内社牧岡神社が館跡として要衝の位置を占めていたことがわかる。

2. 調査の経過

これまで、水走氏館跡については、全く遺構・出土遺物については知られておらず、この様な中に周辺部の宅地化が進んできたため、昭和48年度国庫・府費の補助を受け総額1,000,000円を充てて、屋敷跡の一面と見られる五条町1322番地(現状畑)に東西幅3mのトレンチ2本を設定し、遺構の確認に努めた。また周辺区域には発掘調査と合わせて地層等の清掃作業を実施した。調査は、7月20日より9月11日までの間の約54日を行った。当初、広範囲の調査を予定していたが、土地所有者の了解を得られず、一部の調査にとどまるを得なかった。調査を行なったトレンチについては、土地所有者の要望もあり、床土下、機械による地層調査を行ない旧状に復した。

調査の結果、若干の遺構を検出するにどまったが、中世以来、河内の土豪として全盛を誇った水走氏館跡の存在を確認することが出来たのは大きな成果であった。

表紙カットは水走家墓塔、高さ3.4mを計る石造五輪塔。東大阪市指定史跡

3 遺跡の状態

今回の調査は、水走家墓塔の建つ土地に隣接した五条町1322番地(志村治恒氏所有地)の畑地に限られたが、敷地の東西に2本の南北トレンチを設け、遺構の確認を行ない共に周辺部の清掃を行った。この結果、東側のAトレンチでは、床土下すぐに地山となり、溝状遺構・方形落ち込み・池泉跡と思われ遺構を検出した。最も北で検出した遺構は、東側面に接した小規模な池泉と見られるもので、深さ約30cmを測り、三角形に近いものとみられる。内部には、竹などの植物遺体などが注意された。この遺構に接した西側に長方形のピットを検出しているが、建物等に使用された礎石の抜け跡であるか不明である。

この池泉の西側からは、幅約60cmの溝がS字形に南へ約5m延びていて、方形落ち込みは横接している。溝と池泉の交わる付近は5~10cm大の石が雑然と敷かれた状態にある。また池泉近くの溝底部には径15cmの木の樹皮のみが2ヶ所接して見られ、丸太材が溝内に打たれていたことがわかった。方形落ち込みは、一辺3m、深さ45cmあり、内部は黄色粘土層をはさんで上下2層あり、下部からは建築材とみられる板やさびた製鉄品など2・下駄破片1・漆器・燧明石などを検出した。上層は陶器片等若干の遺物が見られたのみである。

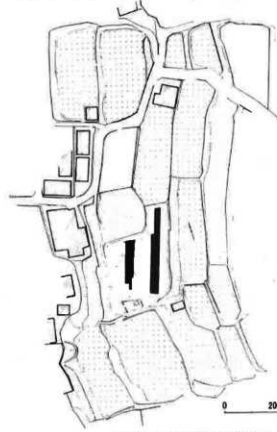
方形落ち込みより南は、約5mにわたって平坦部が続き、トレンチ南半部で、東から南まがりに西と南へ幅約80cm、深さ60cmの溝を検出した。溝は途中で、一辺1.5mを測る方形のピットを持っており、特殊な役割を果たしていたとみられる。

溝の内部には、松径・ドラング・建具材とみられる板・丸太等を若干検出している。トレンチ全般に亘って、招徠・漆桶等の陶器が目立ち、他に屋瓦片・漆器欠片も注意された。これらの遺構の小規模な庭園風の池泉設備とみられる。

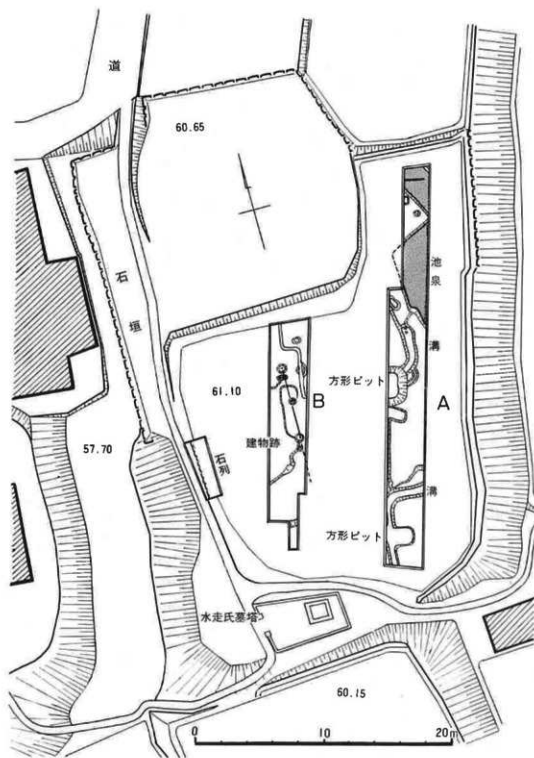
一方西側のBトレンチでは、水田への造成による上部段丘が見られたが、これらの段地層を除去した結果、トレンチ南北に幅15cmの細い溝がわずかに残り、西側には径50cm大の礎石をうめる円形ピットが南北に3ヶ所検出した。ピットの間隔は約3mあり、10尺の柱間を持つ2間以上の建物が存在していることを確認した。しかしピットは検出された面に覆られているので、古い建物等築地後の造成面に再建された建物で、陶器片等から中世末期~近世初頭ごろの遺構とみられる。

なお、両トレンチ全般にわたり、近世末期に属する陶器片が混在しており、部分的にピットなど確認したが、遺構は全く崩壊されていることがわかった。

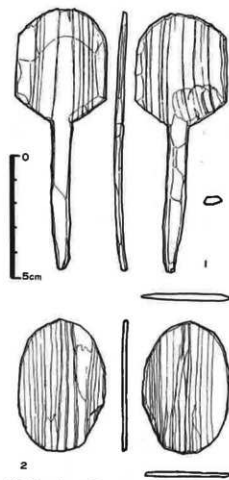
また周辺部の清掃の結果、敷地西側から北側の崖にかけて約35mの石垣が残っていることが判明した。西側の石垣は、垂直に積まれ、石材もそろっているが、北角附近から北側にかけての部分と西側石垣上段2段の石積みは相当時期の下るものとみられ、石垣が少なくとも2時期以上に亘ることが注意された。また西側石垣は磁北に近く、東側の建物跡の方向とはほぼ近いことが知られた。



第1図 水走氏館跡周辺測量図



第2図 遺構実測図



第3図 木製品

4. 出土遺物

今回の調査によって若干の遺物が出土した。とくに敷地西側の崖面には、水田造成の削平による近世の陶器片・瓦片・寛永通宝等が散乱しており、A・B両トレンチでも、同時期の遺物が混入した状態であったが、今回検出した遺溝内での出土遺物は、これより比較的時期の上る陶器・漆器・木製品・植物遺体・瓦破片がある。

これらは、中世後半～近世初期にかけてのものとみられるが、周辺部での採集品やトレンチ内部で、中世前半とみられる瓦片・瓦質土器の出土が注意された。

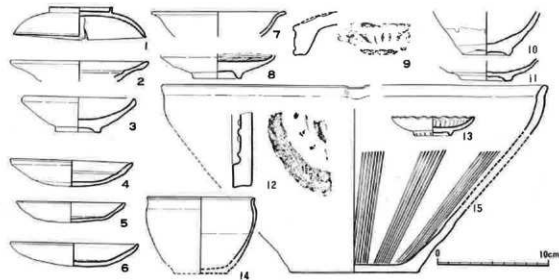
今回出土した遺物は下記の通りである。

とくに、今回検出した遺構はもっとも古いもので、中世後半期にしかのぼらないが、屋瓦の中には鎌倉時代のものが若干ある点注意された。

また、池泉の一部とみられる方形落ち込み内からは、燈明皿とともに、長さ10.5cmのきじ形と小判形の木製品等を検出し、周辺では、茶器とみられる陶器茶碗片の出土が目立った。陶器類では、若干の高麗物・唐物がわずかに見られるが、ほとんどは和物で、古唐津茶碗・八代焼茶碗・瀬戸茶碗・志野向付四方皿の各破片が見られ、全体として貫珠障縁が所持する良品はなく、茶道に關係する障縁が多い。これらは、中世後半～近世前半にかけてのものともみられる。

この様に、今回の調査では、最も遅る遺物としては、瓦片・瓦質土器（すりばち・火鉢）など鎌倉時代とみられるものが含まれていたが、遺構に伴う遺物及び、これに混入する遺物は、中世後半～近世にかけてのものである。なお、陶器片については磯野氏のご指示を得た。

時期	種類	陶磁器類	瓦類	木製品	自然遺物	その他
中世前半		瓦質土器片	平瓦片	—	—	—
中世後半 ↓ 近世前半		土蓋碗片 燈明皿・茶碗類 瓦質土器片	平瓦片	きじ形木製品他 下駄破片 寝具用材	ドンダリ 松 竹	漆器蓋
近世後半		すりばち 茶碗類 鉢	平瓦片 軒平瓦片	—	—	漆器残欠 かんざし 寛永通宝



第4図 出土遺物

5. まとめ

水走氏は、『水走文書』に見られるように、中世以来大江朝野をはじめとする広大な所領・所職を領有・支配した典型的な河内の土豪として位置づけられている。同氏の屋敷跡は、『水走文書』建長4年(1252)6月の「讃波納勇藤原忠持屋敷並所職私領事」に記されているように、表殿・廊・惣門・中門・土屋・飯屋・倉など9つの建物を配した屋敷が五条に存在したことは事実である。

今回の調査では、一部の発掘にとどまったが、小規模な池泉を伴う建物跡が存在していることを確認し、水走氏の屋敷跡であるという確証に到った。建物がどのようなものであるか今後の調査に関する他なが、少なくとも、中世前半頃の屋瓦等の遺物の出土により、中世初期の屋敷跡の存在は考えられる。今回発出した遺構は、中世後半も終りに近いころのものが見られ、これより古い時期の屋敷跡は、場所が異っているか、あるいは、新しく再建されたものか不明である。ただ、今回確認した建物の礎石礎形は、焼土面を穿っている点を重視すれば、部分的にも再建された可能性がある。推測を加えると正平年間(14世中頃)当地は南北両朝の戦乱が展開された地域であり、同氏が戦乱に加わり、屋敷は焼失荒廃したことも考えられるからである。

さて、水走氏の五条の屋敷は代々相続されたことは明らかであるが、正平の戦のおさまった頃である至徳元年(1384)の「藤原忠実旗本目録写」には、四条大屋敷・同家殿屋敷が新たに見える。これは、東殿屋敷が加わっている点、五条屋敷とは別に新たに登場した屋敷地であることは明らかで、他にも水走城など文獻に城墟らしい名も見ることなどから、南北朝時代を通じて、同氏の屋敷等にもかなりの移動があったことを示すとともに他に屋敷がいくつか存在したことも十分考えられる。

いずれにしても、水走氏の館跡が五条の地に存在したことが明らかになったことは、今回の調査の大きい成果であり、今後この遺構の全面調査ないし遺構の保存が大きい課題となって来た。

藤原康高讓状写

讓渡 嫡男藤原忠持屋敷・所職私領等事

合

副渡公驗調度證文等別紙目録在

五条

一

屋敷一所

六間書面並殿一宇

惣門一宇

三間土屋一宇

五間倉一宇

六間雑倉一宇

御 宣旨御座

水野河并放見池堀江等

以南惣長者職并四ヶ郷郷務

松武庄下司職

母木寺本免下司職

平岡社務并公文職

林四所奉養所并今寺寺林

田代村南北浦 小坂林

水走私領所之内八拜町下司御旨恩文 在相

諸寺別別當職

七間廊一宇
中門七間一宇
三間書面并殿一宇
三間倉一宇

勞公奉證文

国御爲證文

豊浦郷公文職

勞公奉證文

國御爲證文

豊浦郷公文職

勞公奉證文

國御爲證文

豊浦郷公文職

右件所職・田島等者 左衛門尉藤原康高之先祖相傳之所職私領也 而今依嫡男藤原忠持相副調度證文等 讓渡事畢 仍為後日證文 勅書分之候之状 如件

建長二年六月三日

左衛門尉藤原康高在相



1. 建物跡(Bトレンチ 北より)
 2. 池泉状遺構(Aトレンチ 南より)
 3. 同上(Aトレンチ 北より)
 4. 方形落込(Aトレンチ 東より)
 5. 同上 遺物出土状態

5